

やまぐち子育て世帯安心住宅整備基準



目 次

第1章	子育て世帯の住まいについて	
Ⅰ	やまぐち子育て世帯安心住宅整備基準策定の趣旨	・・・P1
Ⅱ	やまぐち子育て世帯安心住宅整備基準策定の背景	・・・P1
Ⅲ	子どもの発達と行動	・・・P4
Ⅳ	やまぐち子育て世帯安心住宅について	・・・P5
第2章	基本理念	・・・P6
第3章	やまぐち子育て世帯安心住宅設計指針	・・・P7
第4章	やまぐち子育て世帯安心住宅設計基準	
Ⅰ	設計基準の構成	・・・P10
Ⅱ	住戸内（集合住宅の場合は住戸専用部分）の設計基準	・・・P12
Ⅲ	戸建て住宅の屋外空間の設計基準	・・・P30
Ⅳ	集合住宅の共用部分及び屋外空間等の設計基準	・・・P32
Ⅴ	賃貸住宅の管理の設計基準	・・・P38
第5章	やまぐち子育て世帯安心住宅整備基準チェックシート	・・・P39
第6章	やまぐち子育て世帯安心住宅整備基準策定経緯	・・・P41

第1章 子育て世帯の住まいについて

I やまぐち子育て世帯安心住宅整備基準策定の趣旨

本県では、平成19年10月に、子育て支援・少子化対策の基本となる「子育て文化創造条例」(通称)を制定し、家庭・学校・職場・地域その他の様々な場において、責任と役割を果たして、社会全体で子どもや子育てを支えることができる社会の実現のための取り組みを進めることとしています。

今般、家庭における子育ての場である住宅において、子育て世帯が安心してゆとりある生活ができるよう、これらを実現するための配慮事項や整備手法等の指針となる「やまぐち子育て世帯安心住宅整備基準」を策定しました。

II やまぐち子育て世帯安心住宅整備基準策定の背景

1 少子化の進行

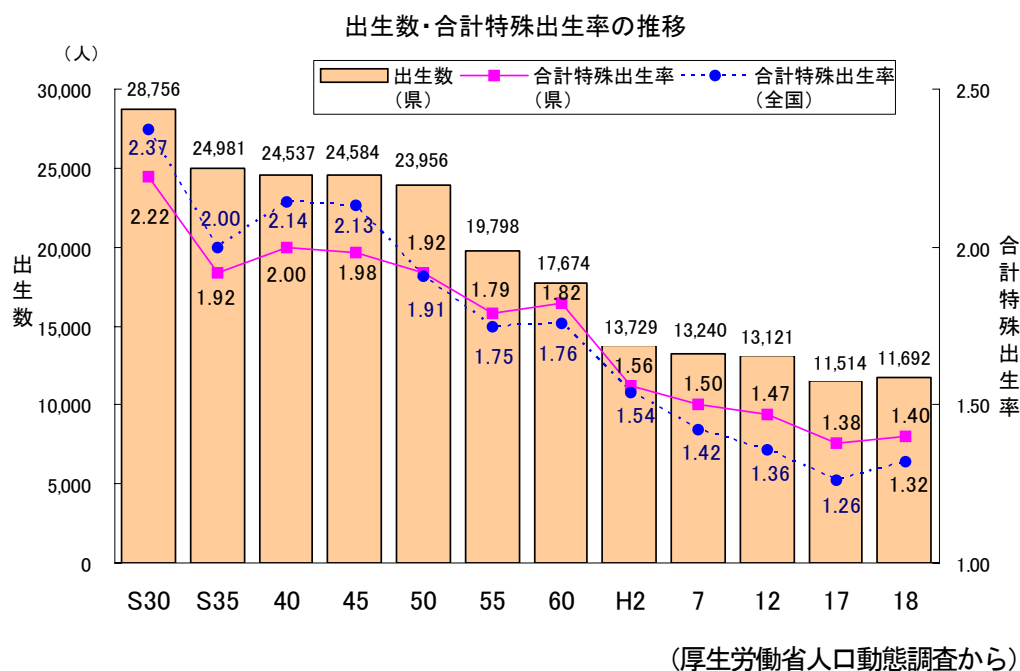
本県の平成18年の出生数は、11,692人と、前年を178人上回り、平成10年以来、8年ぶりに増加しました。

また、合計特殊出生率^{※1}は、前年を0.02ポイント上回る1.40となり、2年連続の上昇となりましたが、依然として人口置換水準^{※2}を大きく下回る厳しい状況が続いています。

※1 合計特殊出生率とは、その年次の15～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子供を生むと仮定したときの子供の数に相当する。

※2 長期的に人口が安定的に維持される合計特殊出生率の水準をいう。日本では2.07～2.08である。

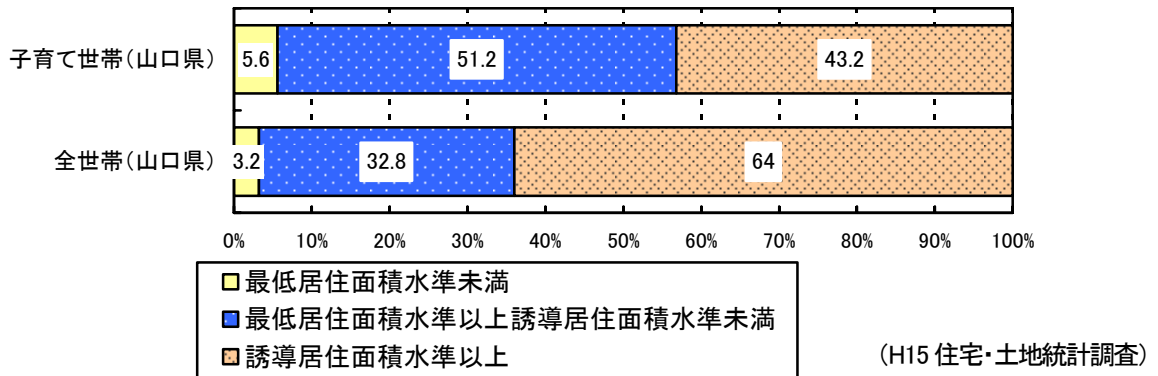
図表-1 出生数・合計特殊出生率の推移



2 居住面積水準

本県の子育て世帯（18歳未満の構成員が含まれる世帯）のうち、誘導居住面積水準を満足する住宅に住む世帯は43.2%と、全世帯の64.0%と比べ低い水準となっています。

図表-2 居住面積水準



※ 居住面積水準とは？

- 最低居住面積水準 単身者25㎡、2人以上の世帯 10㎡×世帯人数+10㎡
- 誘導居住面積水準
 - 一般型誘導居住面積水準 単身者55㎡、2人以上の世帯 25㎡×世帯人数+25㎡
 - 都市型誘導居住面積水準 単身者40㎡、2人以上の世帯 20㎡×世帯人数+15㎡

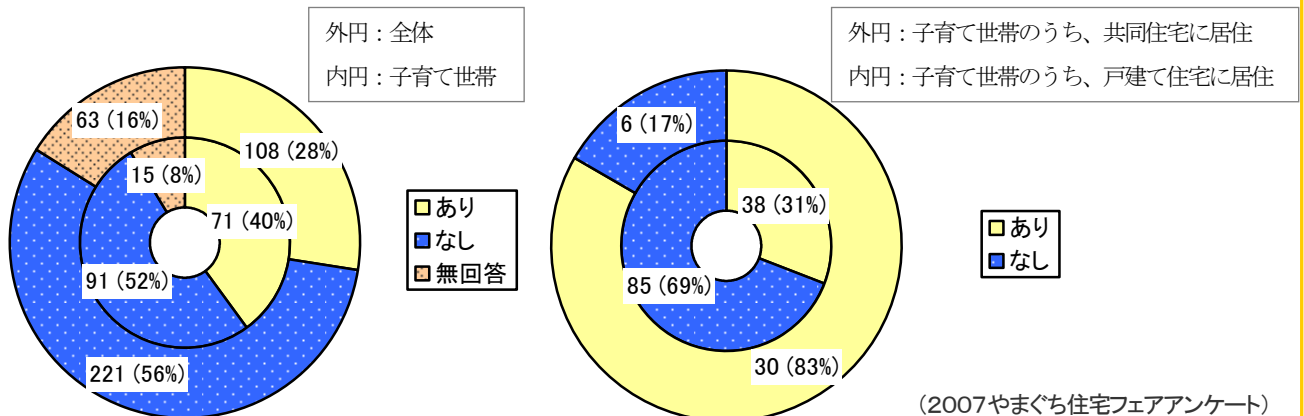
		世帯人数別の面積 (例) (㎡)				
		単身	2人	3人	4人	
最低居住面積水準	世帯人数に応じて、健康で文化的な住生活の基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する水準	25	30 【30】	40 【35】	50 【40】	
誘導居住面積水準	世帯人数に応じて、豊かな住生活の実現の前提として、多様なライフスタイルを想定した場合に必要と考えられる住宅の面積に関する水準	〈都市居住型〉 都心とその周辺での共同住宅居住を想定	40	55 【55】	75 【65】	95 【85】
		〈一般型〉 郊外や都市部以外での戸建住宅居住を想定	55	75 【75】	100 【87.5】	125 【112.5】

【 】内は、3～5歳児が1名いる場合

3 音環境

子育て世帯のうち、40%が音に対する近所への気兼ねがあり、全体の28%と比べて1.2ポイント高くなっています。また、子育て世帯のうち、戸建て住宅31%に対し共同住宅では83%と2.7倍の数値となっています。

図表-3 音に対する近所への気兼ね



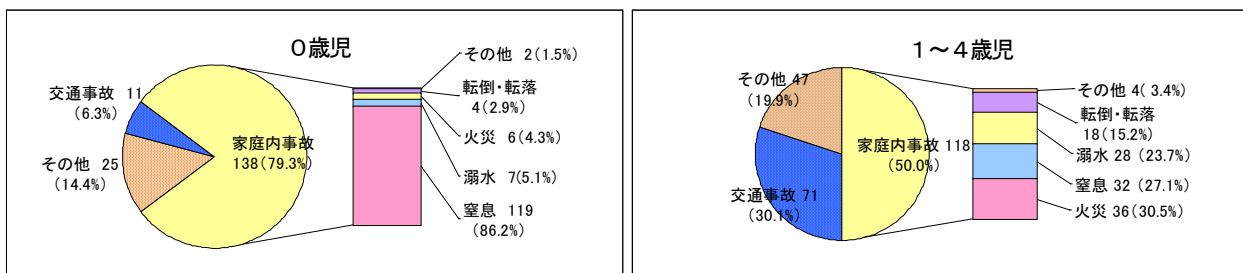
4 家庭内における子どもの事故

2005年の全国における乳幼児（0～4歳）の全死亡者数は4,102人で、そのうち不慮の事故死は410人（0歳児：174人、1～4歳：236人）となっています。不慮の事故死のうち、家庭内における事故死は256人（0歳児：138人、1～4歳：118人）であり、交通死亡事故死82人（0歳児：11人、1～4歳：71人）の約3倍の数値となっています。

0～4歳の家庭内における死亡事故256人のうち、多い順に窒息151人（59.0%）、火災42（16.4%）、溺水35人（13.7%）、転倒・転落22人（8.6%）となっています。

本県においても、「階段での転落」（11.3%）、「玄関のドアなどで指をはさんだ」（7.9%）など、住宅内で大きな怪我を約3割が経験しています。

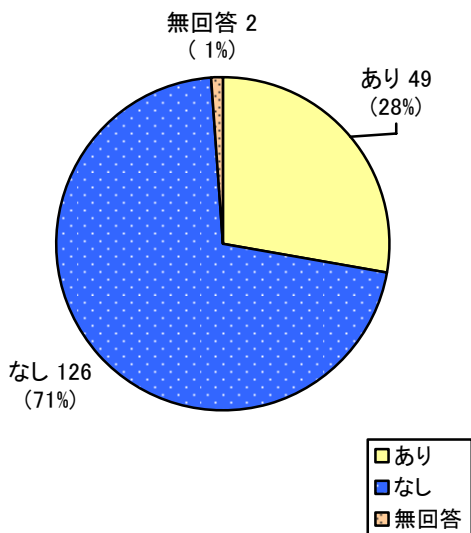
図表－4 0歳児及び1～4歳児における不慮の事故死の内訳及び家庭内事故死の死亡要因



2005年人口動態統計(厚生労働省)

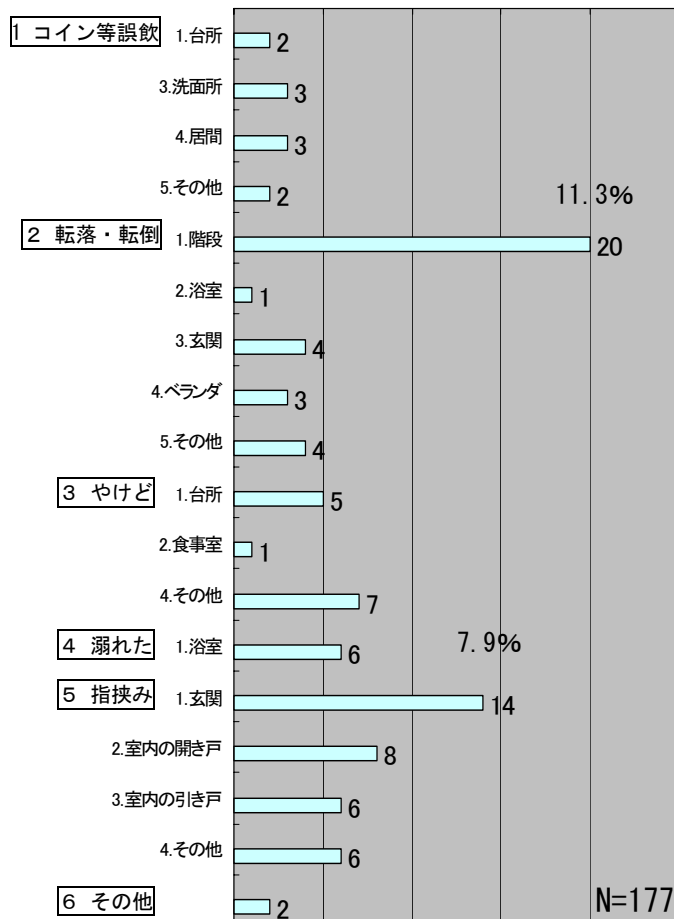
図表－5

住戸内の子供の大きな怪我の経験



(2007やまぐち住宅フェアアンケート)

図表－6 住戸内の子供の大きな怪我の場所



(2007やまぐち住宅フェアアンケート)

Ⅲ 子どもの発達と行動

子育て世帯が安心して居住できる住まいづくりを行うためには、日々変化する子どもの発達や行動を把握することが大変重要です。乳幼児の発達と行動の特徴は以下のとおりです。

月齢・年齢	身長(cm)		運動発達	情緒社会性の発達
	男子	女子		
新生児	49.0	48.5	—	—
1～2ヶ月	56.2	54.8	<ul style="list-style-type: none"> ・肘や膝を軽く曲げている ・手足をほぼ左右対称的に動かす ・手のひらに触れたものを握る 	<ul style="list-style-type: none"> ・気分のよい時は1人で微笑する ・空腹時にはよく吸啜する ・空腹時には元気に泣く
8～11ヶ月	70.9	69.3	<ul style="list-style-type: none"> ・はいはいする ・何かにつかまって1人で立ち上がる 	<ul style="list-style-type: none"> ・音楽や歌を聞かせると手足を動かして喜ぶ ・他人が食べている食物を欲しがる ・知らない人をはじめは意識する
1歳	75.4	73.8	<ul style="list-style-type: none"> ・ぎこちなく歩く(1人歩き) ・階段をはってのぼる ・めちやくちや書きをする(なぐり書き) ・音楽に合わせて全身を動かす ・片手を支えられて階段をのぼる ・積木を2～3個重ねる 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの中に交じって1人で機嫌良く遊ぶ ・自分でさじを持ちすくって食べようとする ・怒って物をなげることがある ・好きな遊びに夢中になる ・食物以外は口に入れなくなる ・大人の反応を見ながらいたずらをする
2歳	87.1	86.0	<ul style="list-style-type: none"> ・両足でピョンピョンととび ・自分でボールをける ・本のページを1枚ずつめくる 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもどうしで追いかけっこ ・食卓で他人のものと自分のものを区別する ・玩具をめぐって子どもどうしでケンカする
3歳	94.6	93.7	<ul style="list-style-type: none"> ・三輪車をふんで動かせる ・ぶらんこに立ってのれる ・丸を書ける ・両足を交互に出して階段を昇降する 	<ul style="list-style-type: none"> ・他の子に「～しようか」と誘いかける ・昼間のおもろしはなくなる ・友達とケンカをするといいつけにくる
4歳	101.6	101.0	<ul style="list-style-type: none"> ・でんぐり返しをする ・片足でケンケンをしてとび ・正方形を描ける 	<ul style="list-style-type: none"> ・友達を自分の家に誘ってくる ・食事は自分でほしい食べられる ・自分が負けるとくやしがる
5歳	108.1	107.6	<ul style="list-style-type: none"> ・スキップを正しくする ・なわぶらんこに立って自分でこぐ 	<ul style="list-style-type: none"> ・1人で衣服の着脱ができる ・いけないことを他の子に注意する

(平成12年乳幼児身体発育調査(厚生労働省)、母子保健マニュアル(南山堂)より)

IV やまぐち子育て世帯安心住宅について

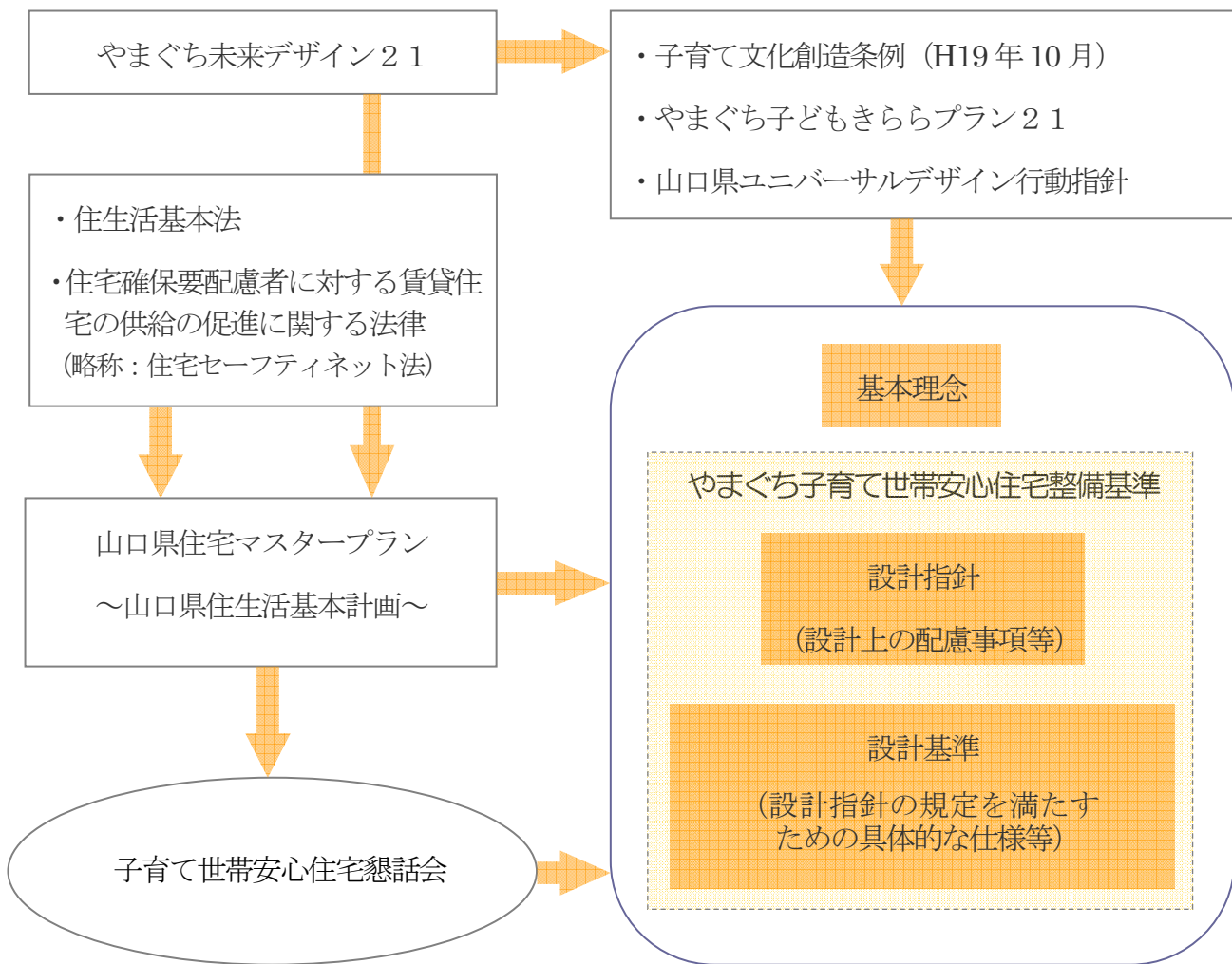
1 やまぐち子育て世帯安心住宅とは

昨日出来なかったことが今日出来るようになるのが子どもであり、子どもの成長に応じた住まい方は日々変化します。

やまぐち子育て世帯安心住宅は、このように「子どもが健やかに成長し、子どもを生き育てる喜びを実感できる場として配慮された住宅」です。

2 やまぐち子育て世帯安心住宅整備基準の構成と位置付け

やまぐち子育て世帯安心住宅整備基準は、設計指針及び設計基準で構成します。関連計画との関係は以下のとおりです。



第2章 基本理念

今日では、バリアフリーの考え方が普及し、高齢者や障害者にとっての障壁が排除され、利用しやすい施設・もの・サービスが普及しています。しかしながら、身体や知的能力が発達中の子どもは、大人と同じような使い勝手を享受することは困難であり、子どもの身体機能や行動に配慮した環境整備が必要です。

この整備基準では、子どもにとっても安全で使いやすい「ユニバーサルデザイン」の考え方を基本とし、次の基本理念により設計指針及び設計基準を定めます。

【基本理念】

- 第1 子どもを自由な行動を最大限確保しつつ危険から守る安全策を講じ、家族による見守りや世話がしやすいこと。(見守りと安心)
- 第2 子どもと家族が触れ合い、共に楽しく過ごしながら家族のきずなを深め、近隣や地域等との交流を育むこと。(多様な交流)
- 第3 子どもの成長に応じた欲求に配慮し、身の回りの環境を制御しやすく、開放的で創造的な遊びができ、安全性や環境等を学習する場であること。(健全な成長)

ユニバーサルデザインとは？

「ユニバーサルデザイン」とは、「高齢者や障害のある人などを含めた誰もが、はじめから利用しやすいように、施設・もの・サービスなどに配慮を行う」という考え方で、「すべての人のためのデザイン」とも言われます。

「ユニバーサルデザイン」という言葉は、1980年前後に、アメリカの建築家のロン・メイス氏が使い始めました。ロン・メイス氏は、障害のある人のために配慮されたものは、他の人にも使いやすいと考え、障害のある人をはじめ、誰もが利用しやすい「ユニバーサルデザインの7原則」を提唱しました。

【ユニバーサルデザインの7原則】

- 1：誰にでも公平に利用できること
- 2：使う上で自由度が高いこと
- 3：使い方が簡単ですぐわかること
- 4：必要な情報がすぐに理解できること
- 5：うっかりミスや危険につながらないデザインであること
- 6：無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使用できること
- 7：アクセスしやすいスペースと大きさを確保すること

「ユニバーサルデザイン」の考え方は、障害のあるなしに関わらずという視点から生まれましたが、現在では意味が大きく広がり、年齢、性別、身体、国籍などにも関わらず、「すべての人」に利用しやすい環境を整備していくことを意味しています。

(「山口県ユニバーサルデザイン行動指針 平成15年3月」(山口県)より)

第3章 やまぐち子育て世帯安心住宅設計指針

第1 総則

1 設計指針の目的

この設計指針は、「子どもが健やかに成長し、子どもを生み育てる喜びを実感できる場として配慮された住宅」について指針を示すことにより、子育て世帯が安心して居住できる住宅ストックの形成を図ることを目的とする。

2 適用範囲等

- (1) この設計指針は、主として新築や増改築される住宅を対象とする。
- (2) この設計指針は、一般的な住宅の設計上の配慮事項等を示すものであり、その居住者の状況に応じ、本設計指針に示すもの以外の設計上の工夫を行う必要がある。
- (3) この設計指針は、社会状況の変化や技術の進展等を踏まえ必要に応じて見直すものとする。

第2 住戸内（集合住宅の場合は住戸専用部分）の設計指針

1 見守りと安心

- (1) 移動の容易性
 - (イ) 可能な限り床の段差を無くし、玄関、バルコニー等の出入口に生じる段差は、安全性に配慮した形状とすること。
 - (ロ) 清掃が容易で滑りにくい床仕上げとすること。
 - (ハ) 妊娠時期及び乳児を育児する時期の寝室は、台所、便所等の頻繁に使用する空間への動線に配慮すること。
 - (ニ) 玄関は、ベビーカーの乗降等に配慮した広さを確保すること。
 - (ホ) 階段の勾配、形状等は、昇降の安全上支障のないものとする。
- (2) 事故防止への配慮
 - (イ) 階段等への侵入部分には、ベビーフェンス等の安全器具の取り付けに配慮すること。
 - (ロ) 乳幼児の誤飲を防止するため、洗剤等の収納の高さ等に配慮すること。
 - (ハ) 階段や窓等には、転落を防止するための手すりを設置すること。
 - (ニ) 操作が容易で安全な建具とすること。
 - (ホ) 給水給湯衛生設備、電気設備、ガス設備、空調設備は安全性に配慮すること。

(3) 子どもの見守り

- (イ) 家事を行うスペースから、居間等の子どもの居場所が見通せるように配慮すること。
- (ロ) 子どもの衣服等の洗濯や物干しのしやすさに配慮すること。
- (ハ) 火災等の災害時の子どもの避難に配慮し、警報設備の設置等の対策を行うこと。
- (ニ) トイレトレーニングに配慮した便所の広さ等を確保すること。

2 多様な交流

- (イ) 家族が団欒し、交流を育むことができるよう、世帯人数に応じた、ゆとりのある広さの確保や間取りを配慮すること。
- (ロ) 浴室は、親子で入浴できるゆとりのある広さを確保すること。
- (ハ) 近隣や地域との交流に配慮すること。

3 健全な成長

- (イ) 外部に面する窓は、子どもによる室内環境の制御のしやすさ及び子どもの目線の高さに配慮すること。
- (ロ) 世帯人数の変化や子どもの成長に対応するため、可変性に配慮した配置、間取りとすること。
- (ハ) 乳児がほふくできる安全でゆとりのあるスペースを確保すること。
- (ニ) 子どもの成長に対応可能な収納スペースを確保すること。
- (ホ) 内装材や家具、接着剤、塗料等の材料は、含有する化学物質の少ない材料とするなど、空気環境に配慮すること。
- (ヘ) 外部からの騒音に配慮すること。
- (ト) 年齢に応じた子どもの居場所に配慮すること。

第3 戸建て住宅の屋外空間の設計指針

見守りと安心

(1) 移動の容易性

- (イ) 住戸へのアプローチ通路等は、歩行及びベビーカー利用に配慮した形状、寸法等とすること。
- (ロ) カーポートは、子どもの乗降に配慮すること。

(2) 事故防止への配慮

敷地周辺の安全性を確保すること。

第4 集合住宅の共用部分及び屋外空間等の設計指針

1 見守りと安心

(1) 移動の容易性

主要な団地内通路、住棟出入口、共用廊下及び共用階段は、歩行及びベビーカーでの移動に配慮した構造とすること。

(2) 事故防止への配慮

- (イ) 屋外階段及び共用廊下には、転落防止のための手すりを設置すること。
- (ロ) 屋上、受水槽、機械室等、子どもに危険な箇所への安全に配慮すること。
- (ハ) 敷地周辺の安全性を確保すること。

(3) 子どもの見守り

プレイロットは、子どもの見守りに配慮した位置に設けること。

2 多様な交流

- (イ) 子どもと子ども、子育て世帯と子育て世帯等の多様な交流に配慮した交流スペースを設けること。
- (ロ) 子育て世帯や高齢者世帯等、多様な世帯が交流出来るような供給に配慮すること。
- (ハ) 市町や保育施設、NPOと連携し、子育て支援スペースの確保等に配慮すること。

3 健全な成長

乳幼児の泣き声や運動に配慮した遮音性能を確保すること。

第5 賃貸住宅の管理の指針

多様な交流

- (イ) 子どもが友達や多世代の人々と自然に交流できるよう、ミックストコミュニティ※に配慮した入居世帯の募集を行うこと。
- (ロ) 空き家や集会施設等について、市町やNPOと連携し、子育て支援センター等としての活用を検討すること。
- (ハ) 子育て世帯に対する入居制限を行わないこと。

※ミックストコミュニティ…年齢や職業などが異なる人々が、同じ地域でともに交流して住生活を営む地域社会のこと。

I 設計基準の構成

1 設計基準の位置づけ

本設計基準は、やまぐち子育て世帯安心住宅設計指針が要求する住宅性能の仕様を示すものであり、住宅の設計や供給に関わる者が参考にしたりチェック用に用いたりすることにより、子育て世帯に適した住まいが理解され、良質な住まいの形成がなされることを目的とする。

具体的な設計手法等については、本設計基準に示すものの他にも多様な対応が可能であり、この他にも様々な工夫がなされることが期待される。

今後、社会情勢の変化や技術の進歩等を踏まえ、必要に応じて見直すことを想定している。

2 設計基準の構成

設計基準は、設計指針が要求する住宅性能の水準を、「基本レベル」と「推奨レベル」の2段階に分けて示している。

「基本レベル」は、設計指針が要求する住宅性能のうち、設計上の配慮で対応可能な水準という考え方で設定している。

「推奨レベル」は、経済的、空間的条件が許せばより快適で望ましい水準という考え方で設定している。

3 設計基準の見方

設計基準の見方を次ページに示す。

基本レベル

推奨レベル

対応する基本理念の索引を示している。

設計指針 1 見守りと安心 (2) 事故防止への配慮
(イ) ○○○○○は、○○○○○○すること。

設計指針の各項目を記述している

OA

○○は○○であること。

設計指針の各項目に対応する基準のうち、基本レベルを記述している

OB

○○は○○であること。

設計指針の各項目に対応する基準のうち、推奨レベルを記述している

【住宅性能表示制度・評価方法基準 等級 5④③②1】

枠内には、設計基準を文章や図で解説している。

【 】内は、引用した基準等を示している。
また、この記入例においては、住宅性能表示制度の基準を引用し、この基準を満足すると、等級1～5の内、2以上の等級として評価される水準であることを示している。

コラム

△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△
△△△△△△△△△△。

コラムには、各基準を設けた背景や、設計上の注意点等を記述している。

各基準に該当する適用範囲の索引を示している。

Ⅱ 住戸内（集合住宅の場合は住戸専用部分）の設計基準

基本レベル

推奨レベル

設計指針 1 見守りと安心 (1) 移動の容易性

(イ) 可能な限り床の段差を無くし、玄関、バルコニー等の出入口に生じる段差は、安全性に配慮した形状とすること。

1 A

居室内の床及び出入口は、段差なしとすること。ただし、通過動線上にない部分的な畳コーナーなどはこの限りでない。

段差なしとは、設計寸法で3mm以下、施工誤差を見込み仕上がり寸法で5mm以下を言う。この場合、できるかぎり面取りを合わせて行うこと。

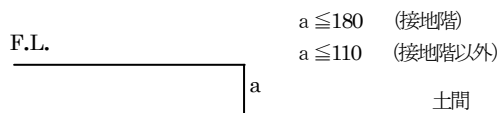


【住宅性能表示制度・評価方法基準 等級 ⑤④③②①】

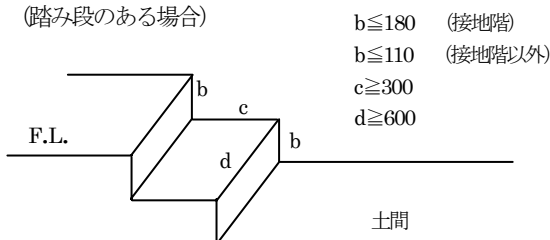
2 A

玄関の上がりかまちの段差は、110mm（接地階に存する玄関のものにあつては180mm、踏み段（奥行きが300mm以上で幅が600mm以上であり、かつ、1段であるものに限る。）を設ける場合にあつては、360mm）以下とし、土間と踏み段との段差及び踏み台と上がりかまちの段差は110mm（接地階に存する玄関のものにあつては180mm）以下とすること。

(踏み段のない場合)



(踏み段のある場合)



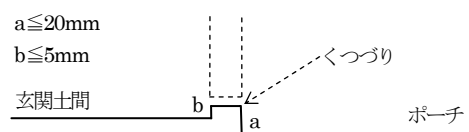
【住宅性能表示制度・評価方法基準 等級 ⑤④③②①】

コラム

妊娠中の母親は、日常動作も思うようにできませんし、足元も見えにくくなります。また、乳幼児の転倒・転落による事故を軽減するためにも、段差をなくし、手すりを設置する等のバリアフリー化された安全性の高い住宅が求められます。

3 B

玄関戸のくつずりとポーチの段差は20mm以下とし、くつずりと玄関土間の段差は、5mm以下とすること。

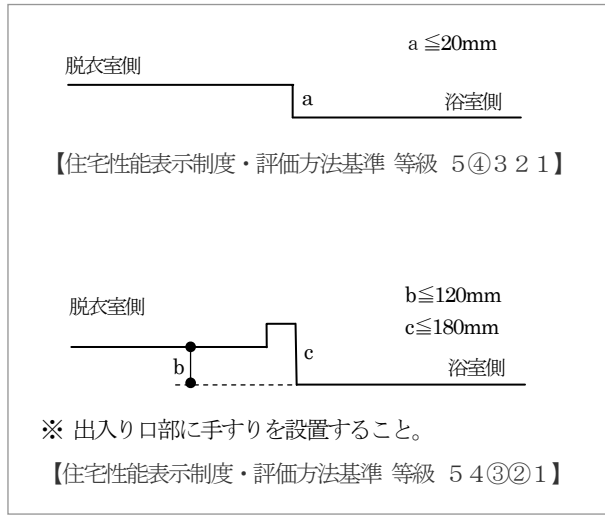


【住宅性能表示制度・評価方法基準 等級 ⑤④③②①】

基本レベル

4 A

浴室の出入口の段差は20mm以下（スノコを設置する場合はスノコ上面から測った寸法）の単純段差とすること。ただし、やむを得ず20mmを超える場合は、浴室内外の高低差を120mm以下、かつ、またぎ高さを180mmとし、縦手すりを設置すること。

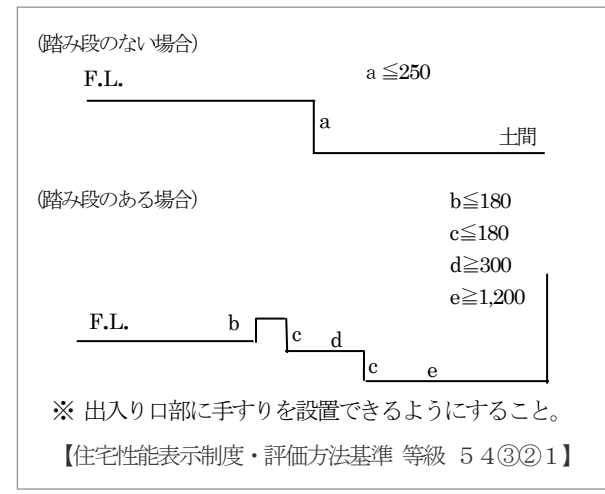


5 A

2階以上のバルコニーの出入口の段差は次に掲げるものとする。

(a) 床の段差を250mm以下の単純段差とし、かつ、手すりを設置できるようにしたもの。

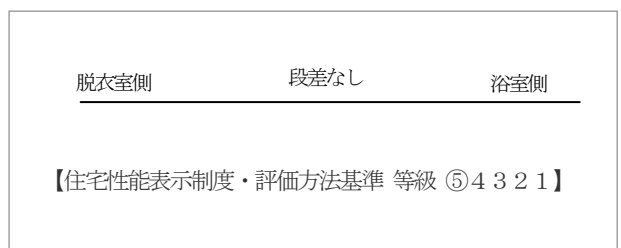
(b) 屋内側及び屋外側の高さが180mm以下のまたぎ段差（踏み段（奥行きが300mm以上で幅が600mm以上であり、当該踏み段とバルコニーの端との距離が1,200mm以上であり、かつ、1段であるものに限る）を設ける場合にあっては、屋内側の高さが180mm以下で屋外側の高さが360mm以下のまたぎ段差）とし、かつ、手すりを設置できるようにしたもの。



推奨レベル

4 B

浴室の出入口の段差はなしとすること。



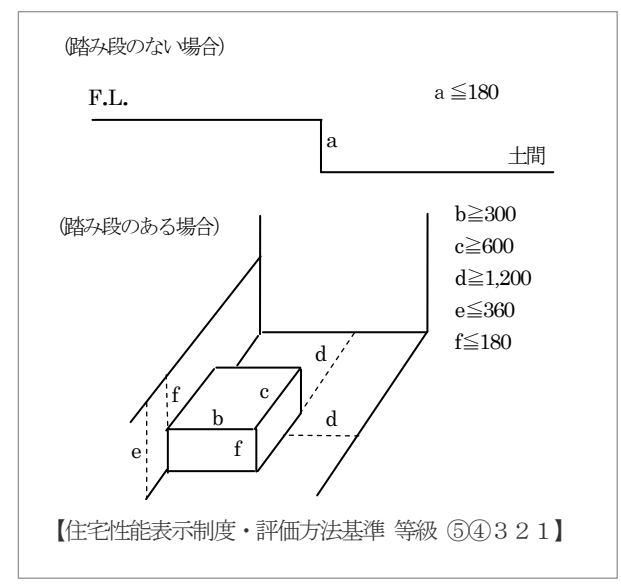
コラム

脱衣所に浴室からの水が流れ込まないように、排水にも配慮が必要です。



5 B

2階以上のバルコニーの出入口の段差は、180mm（踏み段（奥行きが300mm以上で幅が600mm以上であり、当該踏み段とバルコニーの端との距離が1,200mm以上であり、かつ、1段であるものに限る）を設ける場合は360mm）以下の単純段差とし、バルコニーと踏み段との段差及び踏み段とかまちの段差は180mm以下の単純段差とすること。



基本レベル

推奨レベル

設計指針 1 見守りと安心 (1) 移動の容易性

(ロ) 清掃が容易で滑りにくい床仕上げとすること。

6 A

住戸内の床は、清掃が容易で、滑りにくい仕上げを選定すること。

コラム

主な床材の特徴は、以下のとおりです。

- ・ビニール系・プラスチック系タイル
耐水性・耐久性に優れたものが多く、汚れにくく、掃除もしやすい。濡れても滑りにくいものを選びましょう。
- ・フローリング合板
表面の加工方法により適切な使用箇所を選定します。不適当なワックスを用いると滑りやすくなります。
- ・畳
滑りにくく、足触りが良いが、摩耗しやすい。
- ・カーペット
滑りにくく、音が伝わりにくい。毛足の長いものはつまずきやすいので注意しましょう。
- ・コルクタイル
足触りがよく、クッション性がある。汚れやすいので、張り替え可能にしましょう。
- ・無垢フローリング
自然素材で足触りがよい。傷がつきやすく、収縮が起こることがあります。

7 A

浴室の洗い場及び浴槽は、滑りにくい床仕上げとすること。

コラム

ユニットバスなどの洗い場の床は、ざらざらとしたものやエンボス（凹凸）加工の施してあるものがあり、排水機能も高く、滑りにくくなっています。

タイルの場合、小さなもので仕上げると、比較的すべりにくくなります。



基本レベル

推奨レベル

設計指針 1 見守りと安心 (1) 移動の容易性

(ハ) 妊娠時期及び乳児を育児する時期の寝室（以下「特定寝室」という）は、台所、便所等の頻繁に使用する空間への動線に配慮すること。

8A

台所、便所、浴室と特定寝室を同一階に配置すること。

8B

玄関、便所、洗面所、浴室、脱衣室、居間・台所・食事室と特定寝室を同一階に配置すること。

コラム

赤ちゃんの誕生後は、2～3時間置きに赤ちゃんへ授乳等の世話をします。産後の疲れた身体で母親は睡眠時間の確保も困難です。疲れた時に横になれる快適な場所を用意します。玄関、便所、洗面所、浴室、脱衣室、居間・台所・食事室と寝室又は和室等が同一階に配置されると安心です。

特定寝室は、将来高齢者となった場合であっても、日常生活の移動が容易に行え、歩行補助具や介護車椅子による住宅内の移動にも対応が可能となります。

設計指針 1 見守りと安心 (1) 移動の容易性

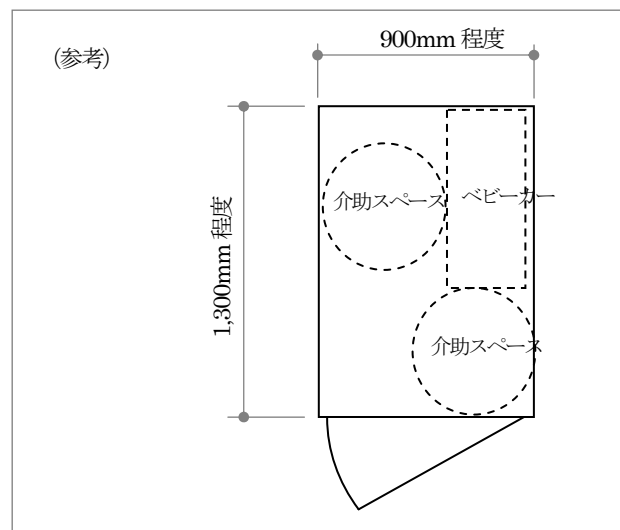
(ニ) 玄関は、ベビーカーの乗降等に配慮した広さを確保すること。

9B

玄関の土間の広さは、ベビーカーの乗降等に配慮した広さを確保すること。

コラム

ベビーカーから子どもを抱き上げ、安全に移動できるスペースが必要です。ベビーカーの大きさは、A型で概ねW400mm×D800mm×H1,000mmなので、介助スペース（500mm×500mm）を考慮したスペースが必要です。



また、幼児、学童が外部で使用する、三輪車、外遊びの道具、スポーツ用品等の収納スペースを、玄関周りに設けると良いでしょう。

基本レベル

推奨レベル

設計指針 1 見守りと安心 (1) 移動の容易性

(ホ) 階段の勾配、形状等は、昇降の安全上支障のないものとする。

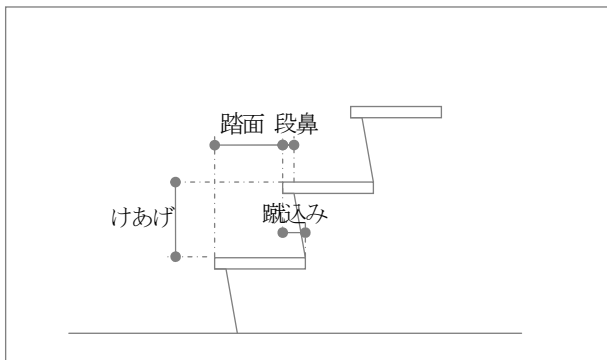
10A

階段の勾配は22/21以下であり、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下であり、かつ、踏面の寸法が195mm以上とすること。

11A

蹴込み寸法を30mm以下とすること。

【住宅性能表示制度・評価方法基準 等級 54③21】



10B

階段の勾配は6/7以下とし、かつ、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下とすること。

11B

蹴込み寸法を30mm以下とし、かつ、段鼻を出さない形状とすること。

12B

階段には移動補助のための手すりを踏面の先端から700mm～900mmの高さに設置すること。

コラム

階段の手すりや滑り止めには、蓄光タイプのもものもあり、災害時等に停電になっても避難ルートを教えてくれます。

13B

回り階段等安全上問題があると考えられる形式がもちいられておらず、かつ、最上段の通路等への食い込み部分及び最下段の通路等への突出部分が設けられていないこと。

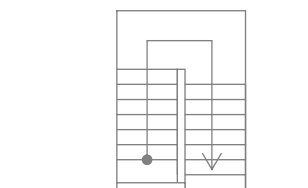
【住宅性能表示制度・評価方法基準 等級 ⑤④321】

14B

踊り場のある折れ階段とすること。

コラム

踊り場を設けておくと、万が一の場合にも最下段まで転落する危険が少なくなります。



基本レベル

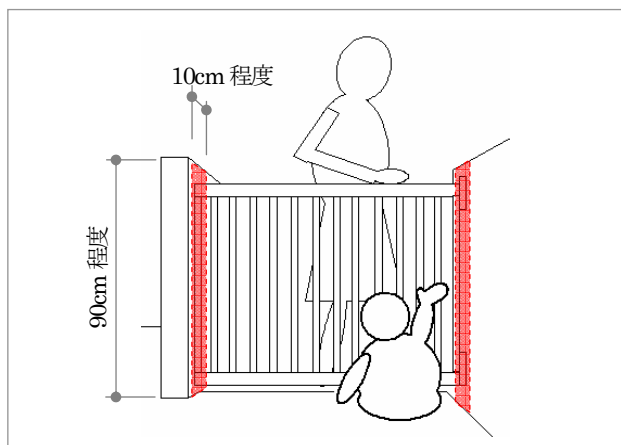
推奨レベル

設計指針 1 見守りと安心 (2) 事故防止への配慮

(イ) 階段等への侵入部分には、ベビーフェンス等の安全器具の取り付けに配慮すること。

15A

階段への進入部分には、ベビーフェンスが設置できるよう、壁下地を設けること。



コラム

ベビーフェンスには突っ張り固定式と、ネジ固定式があります。ネジ固定式はもちろんですが、突っ張り固定式でも取り付け面に柱か合板等の下地材がないと、安全に固定できない場合があります。また、階段の降り口などの転落の危険がある箇所は、ネジ固定式のものを使うことが求められます。

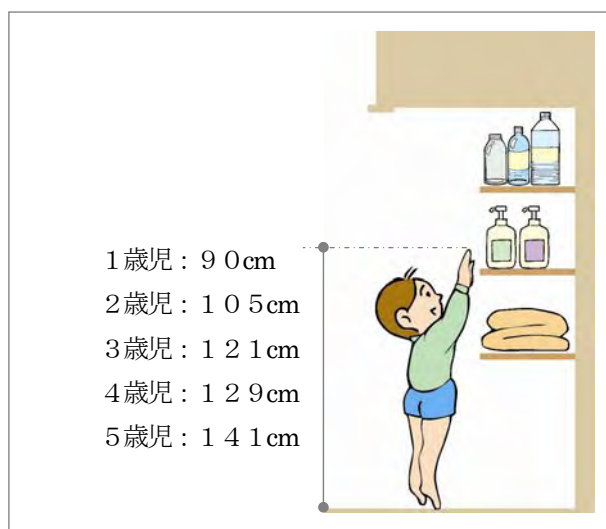


設計指針 1 見守りと安心 (2) 事故防止への配慮

(ロ) 乳幼児の誤飲を防止するため、洗剤等の収納の高さに配慮すること。

16B

収納スペースには、子どもから手の届かない高さの棚を設けること。



コラム

6~7ヶ月にはひとり座りが出来るようになり、8ヶ月頃になると、はいはいで自由に移動でき、9ヶ月頃にはつかまり立ち、10ヶ月頃には、つたい歩きからひとりで歩けるようになり、行動範囲が広がります。この頃から何にでも興味を持ち、引き出し、戸棚等を開け、何でも口に入れます。

洗剤、乾電池、刃物など危険なものは手の届かない場所に収納するか、手の届く高さの収納には鍵を掛けるなどして、誤飲を防止します。

基本レベル

推奨レベル

設計指針 1 見守りと安心 (2) 事故防止への配慮

(ハ) 階段や窓等には、転落を防止するための手すりを設置すること。

17A

2階以上の窓には、以下の手すりを設けること。

- (イ) 窓台その他足がかりとなるおそれのある部分（以下「窓台等」という。）の高さが650mm以上800mm未満の場合は、床面から800mm（3階以上の窓は1,100mm）以上の高さには達するように設けられていること。
- (ロ) 窓台等の高さが300mm以上650mm未満の場合は、窓台等から800mm以上の高さには達するように設けられていること。
- (ハ) 窓台等の高さが300mm未満の場合は、床面から1,100mm以上の高さには達するように設けられていること。

【住宅性能表示制度・評価方法基準 等級 ⑤④③②①】

18A

バルコニーには、以下の手すりを設けること。

- (イ) 腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分（以下「腰壁等」という。）の高さが650mm以上1,100mm未満の場合は、床面から1,100mm以上の高さには達するように設けられていること。
- (ロ) 腰壁等の高さが300mm以上650mm未満の場合は、腰壁等から800mm以上の高さには達するように設けられていること。
- (ハ) 腰壁等の高さが300mm未満の場合は、床面から1,100mm以上の高さには達するように設けられていること。

【住宅性能表示制度・評価方法基準 等級 ⑤④③②①】

19A

廊下及び階段（開放されている側に限る）には、以下の手すりを設けること。

- (イ) 腰壁等の高さが650mm以上800mm未満の場合は、床面（階段は踏面の先端）から800mm以上の高さには達するように設けられていること。
- (ロ) 腰壁等の高さが650mm未満の場合は、床面（階段は踏面の先端）から800mm以上の高さには達するように設けられていること。

【住宅性能表示制度・評価方法基準 等級 ⑤④③②①】

20A

手すりの手すり子の相互の間隔は、内法寸法で110mm以下とすること。

コラム

住宅性能表示制度では、転落防止のための手すりの基準を

- ・大人が寄りかかって乗り越えないこと
 - ・子どもがよじ登って乗り越えないこと
- の2つの趣旨から規定されています。

大人が寄りかかって乗り越えないためには、手すりの高さが床面から1,100mm以上、子どもがよじ登って乗り越えないためには、窓台等や腰壁等から800mm以上の高さが必要となります。

手すりの手すり子の相互の間隔は、人のすり抜けを防ぐという目的で規定しています。

窓やバルコニーの近くには、足がかりとなるようなものを置いてはいけません。



基本レベル

推奨レベル

設計指針 1 見守りと安心 (2) 事故防止への配慮
(二) 操作が容易で安全な建具とすること。

21A

トイレの表示錠には非常開放装置を設けること。

コラム

便所は、転落による水濡れや洗剤の誤飲などの危険があります。幼児が侵入しないよう鍵をかけましょう。(幼児の手の届かない高さに簡易な鍵を設置)

一般的なトイレの扉の表示錠には、非常時に外側からコインなどで鍵をあけられるようにする非常解放装置が設けられていますが、この非常解放装置を乳児の進入を防止するチャイルドロックとして使用することも可能です。



22A

開き戸は、風による急激な開閉を防ぐため、ドアストッパー又はドアクローザーを設置すること。また、取っ手はレバーハンドル等の開閉が容易なものとする。

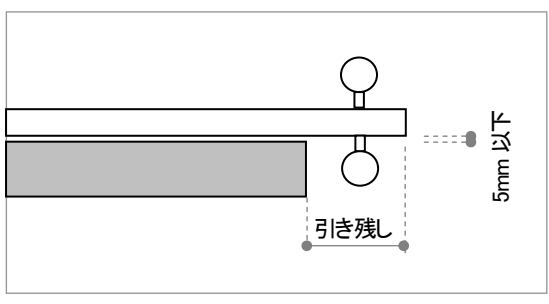
コラム

子供を抱いたままでも操作しやすいドアノブは、次のようなものがあります。

- ・レバーハンドル
- ・スイングノブ (ノブを回すのではなく、左右にスイングして扉を開けるタイプのノブ)
- ・プッシュプルドアハンドル

23A

引き戸には引き手を設け、適切な引き残しを確保すること。



コラム

はいはい時期の乳幼児は、引き戸の引き手に手が届かなくても開けてしまいます。

引き残しがあれば、指をはさみにくなります。また、枠と戸の隙間を5mm以下にすると、子どもの指が入りにくなります。

基本レベル

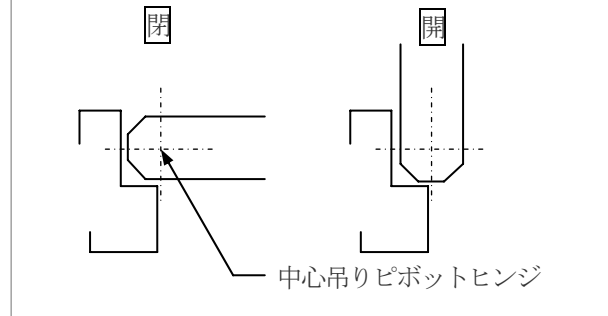


推奨レベル

24B

開き戸は、指をはさみにくい構造とすること。

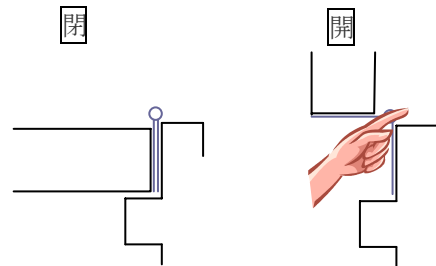
指の入りにくい玄関ドアの事例



コラム

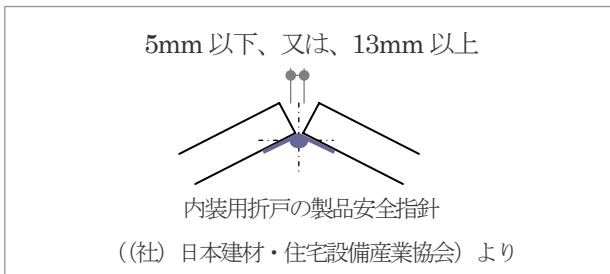
開き戸に一般的に使われている蝶番では、指のはいらない構造とすることは困難です。

子どもが指を入れないよう、市販のカバーを取り付けると安心です。



25A

折れ戸の隙間寸法は、開閉の途中の状態も含めて、5mm 以下、又は、13mm 以上とすること。



コラム

扉を折りたたんだ時に、扉と扉の間にすきまが生じ、このすきまに指をはさんだまま扉を閉めると大きな怪我につながる可能性があります。

すきまを指が入らない5mm 以下か、指より広い13mm 以上にすると安心です。

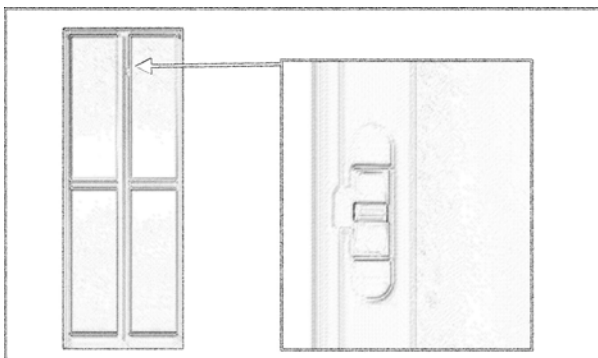
26A

浴室の出入口建具には、乳幼児の侵入を防止する錠を、子どもの手の届きにくい高さに設けること。

コラム

こどもは水で遊ぶのが大好きです。浴室を使用していない時に子供が誤って浴槽に落ちるような事故を未然に防ぐため、浴室の外側上部に鍵をかけると浴室に入れません。

また、子どもが小さいうちは、浴槽の中に水を残しておかない習慣をつけましょう。



基本レベル

推奨レベル

設計指針 1 見守りと安心 (2) 事故防止への配慮
(ホ) 給水給湯衛生設備、電気設備、ガス設備、空調設備は安全性に配慮すること。

27A
台所や洗面所、浴室の水栓金具は、シングルレバー式水栓金具等の操作しやすい形状のものとし、湯温調節が安全に行えるものとする。

27B
台所や洗面所、浴室の水栓金具は、サーモスタット式水栓金具や給湯温度を制御可能な給湯器等の湯温調節が自動制御、安全制御されたものとする。

- 「サーモスタット式」 : 湯温調整が容易であり、給湯温度の変化によって湯温が左右されにくく、安全性が高い。
- 「シングルレバー式」 : レバーにより吐水・止水および湯温調整が可能であり、操作性がよい。
- 「ミキシング式」 : 水と湯の混合割合をハンドルで操作し、湯温調整する。
- 「2バルブ式」 : 水と湯の吐水量をそれぞれ設定する必要があるため、他の方式に比べ湯温調整が困難。

28A
電磁調理器及びガス調理器にはチャイルドロック、及び、立ち消え防止等の安全機能が付いたものを使用すること。

29A
玄関及び階段には、足元が暗がりにならないよう、補助照明として足元灯などを使用すること。

30A
便器は洋式とし、蓋を設けること。

コラム
自動開閉装置付きのフルオート便座は乳幼児期の子どもにとっては危険な場合があります。小さい子どもに配慮する場合には、トイレのドアの鍵を閉めておくか、フルオート便座の電源を解除しておくのも良いでしょう。

31B
台所のコンセントは、電気ポット等の転落を防止するため、子どもの手の届きにくい箇所に設けること。



基本レベル

推奨レベル

設計指針 1 見守りと安心 (3) 子どもの見守り

(イ) 家事を行うスペースから、居間等の子どもの居場所が見通せるように配慮すること。



32B

台所、脱衣・洗面室は、子どもの居場所となる居間等と隣接配置とするなど、見通しを確保すること。



設計指針 1 見守りと安心 (3) 子どもの見守り

(ロ) 子どもの衣服等の洗濯や物干しのしやすさに配慮すること。

33B

脱衣室は、雨天でも洗濯物が干せるよう、物干しが設置できる構造とし、換気扇又は暖房乾燥機を設けること。

34B

掃除流し（スロップシンク）を設置すること。

コラム

子育て期は洗濯物も増えるので、梅雨時期などに洗濯物が干せるように、脱衣室や、洗面室、浴室などに暖房乾燥機を取り付けておくと便利です。

暖房機能は冬季に赤ちゃんをお風呂に入れる際に脱衣室を暖めることも出来ます。

また、布おしめ等の汚れ物の洗濯には、掃除流し（スロップシンク）を設けると便利です。



設計指針 1 見守りと安心 (3) 子どもの見守り

(ハ) 火災等の災害時の子どもの避難に配慮し、警報設備の設置等の対策を行うこと。

35A

火災時に、台所及びすべての居室で発生した火災を早期に感知し、当該室付近に警報を発するための装置を設置すること。

【住宅性能表示制度・評価方法基準 等級4③21】

35B

火災時に、台所及びすべての居室で発生した火災を早期に感知し、住戸全域にわたり警報を発するための装置を設置すること。

【住宅性能表示制度・評価方法基準 等級④321】

コラム

自住戸火災において、早期の消火や避難をするためには、火災に早く気づくことができるよう警報装置を設置し、逃げやすいように住宅の間取りを工夫することなどが大切です。

基本レベル

推奨レベル

設計指針 1 見守りと安心 (3) 子どもの見守り

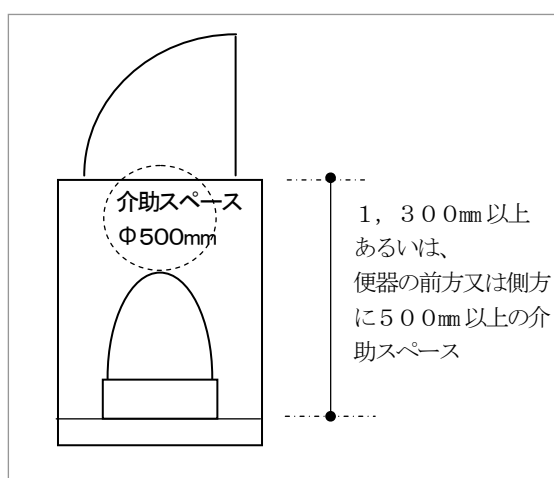
(二) トイレトレーニングに配慮した便所の広さ等を確保すること。

36A

便所は次のいずれかに掲げる基準に適合し、かつ便器が腰掛け式であること。

- (ア) 長辺が内法寸法で1, 300mm以上。
 (イ) 便器の前方又は側方について、便器と壁の距離（ドアの開放により確保できる部分の長さを含む）が500mm以上。

【住宅性能表示制度・評価方法基準 等級 54③21】



37A

便所の床は、滑りにくく、掃除のしやすい床材とすること。

コラム

床材の特徴は、以下のとおりです。

○ フローリング

基本的に木製品は水に弱く、通常のフローリングではアンモニアや洗剤でシミになってしまいます。表面の加工方法には様々なタイプがありますが、アンモニアや薬品に強いなど、トイレにも使えることが明記してあるものもあります。

○ 長尺塩ビシート

長尺塩ビシートはビニール製で水拭きも出来、掃除も簡単です。抗菌機能等が付加されたものもあり、値段も安く、色柄、質感も様々なものから選択できます。

○ タイル

タイルの場合耐摩耗性はありますが、目地がアンモニアにより、変色してくる場合があるので、掃除はこまめにする必要があります。現在では光触媒を応用したセラミックタイルでアンモニア臭・カビ臭の原因となる雑菌を分解する機能が付加され、イヤな匂いを抑える効果のある商品もあります。

コラム

便所の広さは、トイレトレーニングに使う、おまる、補助便座、踏み台等を置くスペースの確保や介助スペースの確保が求められます。

〈 トイレトレーニングのステップ 〉

- 0～1歳 ・おむつからおまるへ
 ・まだまだ大人の手伝いが必要な時
 2～3歳 ・そろそろ一人でチャレンジ
 4～5歳 ・トイレのマナーなども学ぶ時期

基本レベル

推奨レベル

設計指針 2 多様な交流

(イ) 家族が団欒し、交流を育むことができるよう、世帯人数に応じた、ゆとりのある広さの確保や間取りの配慮を行うこと。

38B

住宅の延べ床面積は、戸建て住宅で（ $25 \text{ m}^2 \times \text{世帯人員} + 25 \text{ m}^2$ ）以上、共同住宅で（ $20 \text{ m}^2 \times \text{世帯人員} + 15 \text{ m}^2$ ）の広さを確保すること。

	必要面積 (m^2)	世帯人員別の面積 (例)		
		2人	3人	4人
共同住宅	$20 \times \text{世帯人員} + 15$	5.5 m^2	7.5 m^2	9.5 m^2
戸建住宅	$25 \times \text{世帯人員} + 25$	7.5 m^2	10.0 m^2	12.5 m^2

【誘導居住面積水準 住生活基本計画（全国計画）】

39B

台所・食堂は、子どもの調理への参加等に配慮した広さ、配置とすること。

コラム

食べる事を通じての子育て（食育）が注目されています。幼児期には台所仕事を手伝おうとして、子どもが家事に参加する意欲を見せ始めます。

台所では、子どもたちの安全に配慮すれば、調理の方法はもちろん、ガス、電気の使い方、ゴミの分別等が学べ、家族行事への参加の喜びや社会のルール等を得ることができます。

また、台所の位置を工夫すれば、家事をしながらリビングで遊ぶ家族の様子が見えるようになります。



基本レベル	推奨レベル
<p>設計指針 2 多様な交流 (ロ) 浴室は、親子で入浴できるゆとりのある広さを確保すること。</p>	
	<p>40B</p> <p>浴室の内法の短辺は1.4m以上、面積は2.5m²以上の広さを確保すること。</p> <p>【住宅性能表示制度・評価方法基準 等級 ⑤④③②①】</p>
<p>設計指針 2 多様な交流 (ハ) 近隣や地域との交流に配慮すること。</p>	
	<p>41B</p> <p>縁側・デッキ・テラス等、内部と外部をつなぐ空間を確保すること。</p>
<div style="border: 1px dashed green; padding: 10px;"> <p>安心コラム</p> <p>「子ども達はさまざまな年齢、多様な人々との交流の中で社会性を育み、友情を培う。隣に住む人の顔もわからないような住まい、家族が集まらない住まいから子どもの健全な成長は望めない。住まいは子どもと子ども、子どもと大人の日常的で多様な交流を促すものでなければならぬ。」</p> <p>【日本建築学会「子どものための建築・都市12ヶ条指針」より】</p> </div> <div data-bbox="869 1019 1428 1355" style="text-align: center;"> </div>	

基本レベル	推奨レベル
<p>設計指針 3 健全な成長 (イ) 外部に面する窓は、子どもによる室内環境の制御のしやすさ及び子どもの目線の高さに配慮すること。</p>	
<p>4 2 A</p> <p>乳幼児の生活スペースには、外部空間を視認できるとともに、通風に配慮した位置に窓を設けること。</p>	
<div style="border: 1px dashed green; padding: 10px;"> <p>コラム</p> <p>「身の回りの環境を自分自身で制御出来ることは、人間の基本的欲求の一つである。建築・都市は、できるだけ子どもにも自分たちのものとして制御しやすくし、やさしい環境でなければならない。」 【日本建築学会「子どものための建築・都市12ヶ条指針」より】</p> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  </div>	
<p>設計指針 3 健全な成長 (ロ) 世帯人数の変化や子どもの成長に対応するため、可変性に配慮した配置、間取りとすること。</p>	
<div style="border: 1px dashed green; padding: 10px;"> <p>コラム</p> <p>幼少期には一部屋でも、将来は二部屋に仕切られるように間取りを工夫するなどの配慮をすることが大切です。あらかじめ、照明、配線、コンセント、ドア及び窓の位置を検討しておくことが必要です。</p> <p>また、成長期の子どもの発育には、早寝早起きの規則的な生活リズムが大切です。大人の生活リズムの影響を与えないよう、リビングのテレビの音などが子ども部屋に届かない等の配慮が必要です。</p> </div>	<p>4 3 B</p> <p>間取りの変更に対応可能な構造とすること。</p>
	<p>4 4 B</p> <p>戸建て住宅においては、増築に対応できるような配置とすること。</p>

基本レベル

推奨レベル

設計指針 3 健全な成長

(ハ) 乳児がほふくできる安全でゆとりのあるスペースを確保すること。

45B

居間、食事室、和室を隣接配置とするなど、ゆとりのあるスペースを確保すること。

コラム

はいはいやあんよ等、子どもの発達に不可欠な運動スペースの確保が必要です。

設計指針 3 健全な成長

(二) 子どもの成長に対応可能な収納スペースを確保すること。

46B

収納スペースは、住戸面積の8%以上確保すること。

コラム

子どもの整理整頓の習慣をつけるため、幼児期のおもちゃの収納スペースはひとりで出し入れできるよう、学童期以降は子ども部屋の中に、衣類等の身の回りの物の収納スペースを設けるなどの配慮が必要です。



基本レベル

推奨レベル

設計指針 3 健全な成長

(木) 内装材や家具、接着剤、塗料等の材料は、含有する化学物資の少ない材料とするなど、空気環境に配慮すること。

47A

内装及び天井裏等への使用材料が、日本住宅性能評価方法基準のホルムアルデヒド対策等級3を満足すること。

48A

換気対策が、日本住宅性能評価方法基準の換気対策を満足すること。

コラム

住まいは、子どもがはじめて木や土といった素材に触れる体験の場です。本物の素材、無垢の素材を活かした住まいづくりや家具の選択により、子どもが本物の感覚を体験し、好奇心や創造性を育むことが期待されます。

設計指針 3 健全な成長

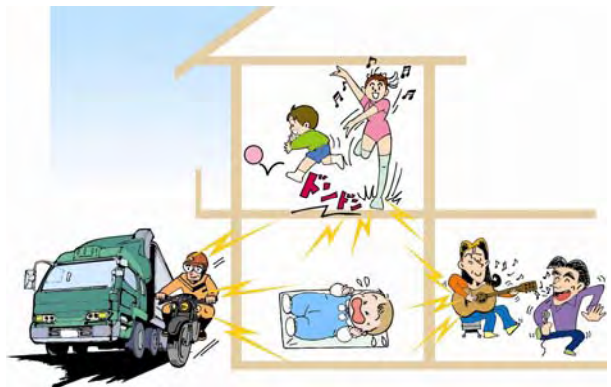
(へ) 外部からの騒音に配慮すること。

49B

工場や道路などの騒音源に隣接した立地の場合には、外壁開口部は、日本住宅性能表示基準の透過損失（騒音の伝わりにくさ）等級3を満足すること。

コラム

睡眠は子どもの健やかな成長に欠かせません。ゆっくりと眠れる住環境を確保できるように配慮しましょう。
（共同住宅の界壁・界床の基準を、P37に記載）



基本レベル

推奨レベル

設計指針 3 健全な成長

(ト) 年齢に応じた子どもの居場所に配慮すること。

50B

子どもの居場所に配慮した間取り等とすること。

コラム

子どもの精神的発達において、ひとりになれる時間と空間は大切なものであり、それを通して子どもは初めて成長していきます。一人になって悲しみや腹がたったことを反芻しながら自分で反省し、他人に対する思いやりが出来るようになる時を待つことが子どもの成長には不可欠です。

子ども部屋を与えるか否か、いつ頃から与えるかは、親がどんな子育て目標をもっているかによります。

子どもの成長に応じて子どもが一人になれる空間の独立性を高めたり、子ども部屋に持ち込むものを制限したり、思春期には子どものプライバシーを確立する等、親の子育て目標に応じることのできる可変性やゆとりある住まいが求められます。

Ⅲ 戸建て住宅の屋外空間の設計基準

基本レベル

推奨レベル

設計指針 1 見守りと安心 (1) 移動の容易性

(イ) 住戸へのアプローチ通路等は、歩行及びベビーカー利用に配慮した形状、寸法等とすること。

5 1 A

屋外の床材は、水に濡れても滑りにくく、つまずきにくいものとする。

【高齢者が居住する住宅の設計マニュアル】

コラム

屋外の床材は、水に濡れても滑りにくく、透水性が高いなど水がたまらないものを選びましょう。

5 2 A

小さな高低差が生じる場合には、下表の勾配のロープを設けること。

高低差	緩和勾配
120mm	1/5
80mm	1/4
60mm	1/3

【長寿社会対応住宅設計マニュアル】

5 3 A

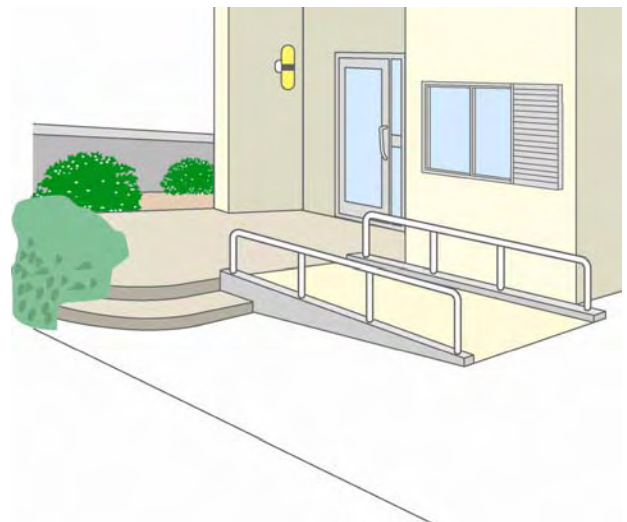
階段などの段差がある部分には、踏面に影ができないよう照明を複数設けること。

【高齢者が居住する住宅の設計マニュアル】

5 2 B

高低差が生じる場合には、勾配が1/12以下のロープを設けること。

【高齢者が居住する住宅の設計マニュアル】



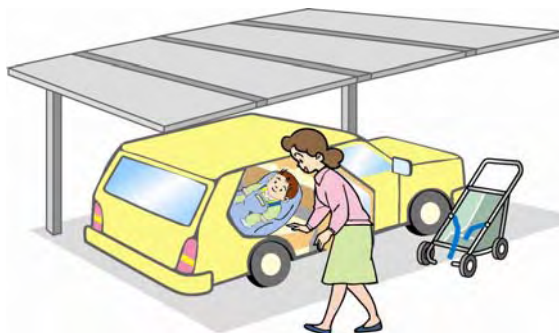
基本レベル

推奨レベル

設計指針 1 見守りと安心 (1) 移動の容易性
 (ロ) カーポートは、子どもの乗降に配慮すること。

54B

カーポートは、玄関付近に配置し、雨の日の動線に配慮すること。



55B

カーポートは、自動車のドアが十分に開けられるスペースを確保すること。

コラム

路面の勾配がきついと思わぬ事故につながる恐れがあります。



設計指針 1 見守りと安心 (2) 事故防止への配慮
 敷地周辺の安全性を確保すること。

56B

敷地周辺の排水溝には、溝蓋の設置を行うこと。

57B

敷地出入口等からの子どもの飛び出しが視認しやすいよう、道路植栽や看板の高さ等、見通しに配慮すること。

IV 集合住宅の共用部分及び屋外空間等の設計基準

基本レベル

推奨レベル

設計指針 1 見守りと安心 (1) 移動の容易性

(イ) 主要な団地内通路、住棟出入口、共用廊下及び共用階段は、歩行及びベビーカーでの移動に配慮した構造とすること。

58A

屋外の床材は、透水性・排水性が高いなど、水に濡れても滑りにくく、つまずきにくいものとする。

また、照明設備は、十分な照度を確保し、階段などの段差がある部分には、踏面に影ができないよう照明を複数設けること。

【高齢者が居住する住宅の設計マニュアル】

59A

小さな高低差が生じる場合には、下表の勾配の slope を設けること。

高低差	緩和勾配
120mm	1/5
80mm	1/4
60mm	1/3

【長寿社会対応住宅設計マニュアル】

59B

高低差が生じる場合には、勾配が1/12以下の slope を設けること。

【高齢者が居住する住宅の設計マニュアル】

60B

エレベーターを設置すること。

61B

住棟出入口付近には、自動車が寄りつけるようにするとともに、駐車スペースを確保すること。

【高齢者が居住する住宅の設計マニュアル】

62B

住棟出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉できる構造、その他ベビーカーや子どもを抱いた人が容易に開閉し通過できる構造とし、かつその前後に段差がないこと。

コラム

自動ドアの仕様の選択にあたっては、子どもでも余裕を持ってゆっくり通れる開き保守時間や閉じ速度、ドア付近の人を検出する存在検出機能の付加等について、慎重に検討しましょう。また、定期的に保守点検を行いましょう。

63B

主要な団地内通路は歩道と車道を分離し、有効幅員は1,200mm以上とすること。

基本レベル

推奨レベル

64B

各住戸への出入口には、アルコーブを設け、動線上に扉が突出しないこと。



設計指針 1 見守りと安心 (2) 事故防止への配慮

(イ) 屋外階段及び共用廊下には、転落防止のための手すりを設置すること。

65A

2階以上の直接外部に開放されている共用廊下（開放されている側に限る）には、以下の転落防止のための手すりが設置されていること。

- (イ) 腰壁等の高さが650mm以上1,100mm未満の場合にあつては、床面から1,100mm以上の高さに達するように設けられていること。
- (ロ) 腰壁等の高さが650mm未満の場合にあつては、腰壁等から1,100mm以上の高さに達するように設けられていること。

【住宅性能表示制度・評価方法基準 等級 ⑤④③②1】

66A

直接外部に開放されている共用階段（開放されている側に限る）には、以下の転落防止のための手すりが設置されていること。

- (イ) 腰壁等の高さが650mm以上1,100mm未満の場合にあつては、踏面の先端から1,100mm以上の高さに達するように設けられていること。
- (ロ) 腰壁等の高さが650mm未満の場合にあつては、腰壁等から1,100mm以上の高さに達するように設けられていること。

【住宅性能表示制度・評価方法基準 等級 ⑤④③②1】

67A

手すりの手すり子の相互の間隔は、内法寸法で110mm以下とすること。

コラム

屋外階段や共用廊下には、不要なものをおかないように心がけてください。足がかりとなり子どもが転落する可能性があるばかりか、避難時に支障が生じることにもなります。

基本レベル

推奨レベル

設計指針 1 見守りと安心 (2) 事故防止への配慮

(ロ) 屋上、受水槽、機械室等、子どもに危険な箇所への安全に配慮すること。

68B

屋上、受水槽、機械室等、子どもが危険な箇所に侵入出来ないよう、安全柵その他の措置を行うこと。

コラム

定期的に安全柵等の点検をすることが大切です。

設計指針 1 見守りと安心 (2) 事故防止への配慮

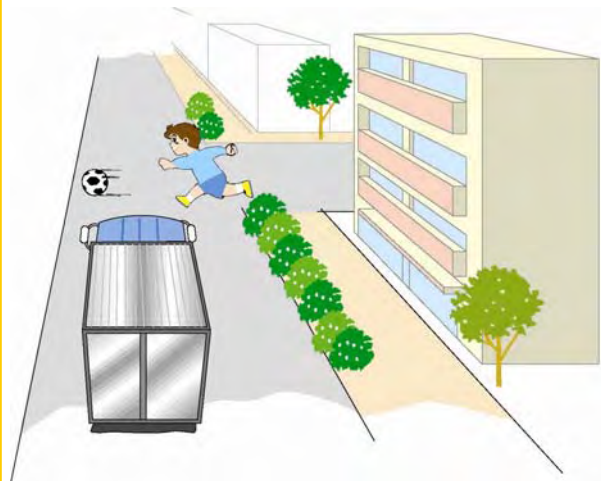
(ハ) 敷地周辺の安全性を確保すること。

69B

敷地周辺の排水溝には、溝蓋の設置を行うこと。

70B

敷地出入口等からの子どもの飛び出しが視認しやすいよう、道路植栽や看板の高さ等、見通しに配慮すること。



基本レベル

推奨レベル

設計指針 1 見守りと安心 (3) 子どもの見守り

プレイロットは、子どもの見守りに配慮した位置に設けること。

71B

子どもの遊び場を、人から見守られる場所に設置すること。

**72B**

子どもの遊び場付近には、手（足）洗い場を設けること。

73B

植栽や塀を設ける場合は子どもの行動を見通せる高さとする。

コラム

屋外空間は植栽や植栽による木陰を設けることにより、住民が、気持ちよく通行し、あそび、集う憩いの場となります。

子どもの行動が見守れるよう、植栽は、適切に維持管理しましょう。



子どもの行動が見通せるよう維持管理されている公園の例



基本レベル	推奨レベル
<p>設計指針 2 多様な交流</p> <p>(イ) 子どもと子ども、子育て世帯と子育て世帯等の多様な交流に配慮した交流スペースを設けること。</p>	<p>74B</p> <p>共用玄関付近やアプローチ、プレイロットには、日陰やベンチ等が設置されたコミュニティスペースを設けること。</p> <p>コラム</p> <p>共用スペースの工夫により、多様な交流が生まれることが期待されます。</p>
<p>設計指針 2 多様な交流</p> <p>(ロ) 子育て世帯や高齢者世帯等、多様な世帯が交流出来るような供給に配慮すること。</p>	<p>75B</p> <p>子育て世帯や高齢者世帯等、多様な世帯が交流出来るよう、広さや間取りの異なる複数の住戸プランで住棟や団地を構成すること。</p> <p>コラム</p> <p>「子どもは屋外において友達と交流し、あそびの中で成長していく。そのため外あそびが日常的に体験しやすい生活環境でなければならない。生活環境として小さな子どもが生活する住居は低層が望ましい。」</p> <p>【日本建築学会「子どものための建築・都市12ヶ条指針」より】</p>
<p>設計指針 2 多様な交流</p> <p>(ハ) 市町や保育施設、NPOと連携し、子育て支援スペースの確保等に配慮すること。</p>	<p>76B</p> <p>子育て支援活動が可能な集会所等の共用スペースを確保すること。</p> <p>77B</p> <p>集会所を設ける場合には、授乳室、おむつ替えスペース等、子育てに必要な設備を設けること。</p>

基本レベル

推奨レベル

設計指針 3 健全な成長

乳幼児の泣き声や運動に配慮した遮音性能を確保すること。

78A

共同住宅の界床は、日本住宅性能評価方法基準の重量床衝撃音（足音）対策等級2（日本工業規格のL_{i,r},H-65等級相当）を満足すること。

78B

共同住宅の界床は、日本住宅性能評価方法基準の重量床衝撃音（足音）対策等級3以上（日本工業規格のL_{i,r},H-50等級相当以上）を満足すること。

コラム

重量床衝撃音は重いものを落としたり、子どもが飛び跳ねたりした時に発生するドスン、ドタドタといった重たい感じのする音です。住宅性表示制度では、等級2～5の4段階のうち等級5が最も優れています。

等級	等級2	等級3	等級4	等級5
JIS基準	L _{i,r} ,H-65等級相当以上	L _{i,r} ,H-60等級相当以上	L _{i,r} ,H-55等級相当以上	L _{i,r} ,H-50等級相当以上
音の聞こえ方	よく聞こえる	やや気になる	少し気になる	ほとんど気にならない

（日本建築学会「建築物の遮音性能基準と設計指針」より）

79A

共同住宅の界床は、軽量床衝撃音（物の落下音）対策等級2（日本工業規格のL_{i,r},L-60等級相当）を満足すること。

79B

共同住宅の界床は、軽量床衝撃音（物の落下音）対策等級3以上（日本工業規格のL_{i,r},L-45等級相当以上）を満足すること。

コラム

軽量床衝撃音はスプーンを落としたりスリッパで歩いた時に発生するカチャン、パタパタといった比較的軽い感じの音です。住宅性表示制度では、等級2～5の4段階のうち等級5が最も優れています。

等級	等級2	等級3	等級4	等級5
JIS基準	L _{i,r} ,L-60等級相当以上	L _{i,r} ,L-55等級相当以上	L _{i,r} ,L-50等級相当以上	L _{i,r} ,L-45等級相当以上
音の聞こえ方	はしを落とすと聞こえる	スリッパでも聞こえる	ナイフなどは聞こえる	サンダル音は聞こえる

（日本建築学会「建築物の遮音性能基準と設計指針」より）

80A

共同住宅の界壁は、日本住宅性能表示基準の透過損失（話し声などの伝わりにくさ）等級2（日本工業規格のR_r-45等級相当）を満足すること。

80B

共同住宅の界壁は、日本住宅性能表示基準の透過損失（話し声などの伝わりにくさ）等級3以上（日本工業規格のR_r-55等級相当以上）を満足すること。

コラム

日本住宅性能表示基準の透過損失等級は、共同住宅の界壁における話し声やテレビの音など空気を伝わってとどく空気伝搬音の伝わりにくさを表しており、等級1～4の4段階のうち等級4が最も優れています。

等級	等級2	等級3	等級4
JIS基準	R _r -45等級相当以上	R _r -50等級相当以上	R _r -55等級相当以上
音の聞こえ方	在宅の有無がわかる	日常生活では気にならない	喧嘩しても聞こえない

（日本建築学会「建築物の遮音性能基準と設計指針」より）

V 賃貸住宅の管理の設計基準

基本レベル

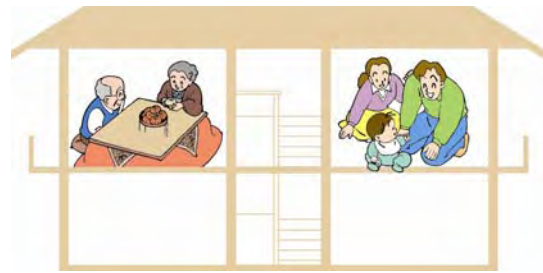
推奨レベル

設計指針 2 多様な交流

(イ) 子どもが友達や多世代の人々と交流できるよう、ミックストコミュニティに配慮した入居の募集を行うこと。

81B

公営住宅団地等の建替え・改善に際し、多様な世帯が入居できる計画とするよう配慮すること。



設計指針 2 多様な交流

(ロ) 空き家や集会施設等について、市町やNPOと連携し、子育て支援センター等としての活用を検討すること。

82B

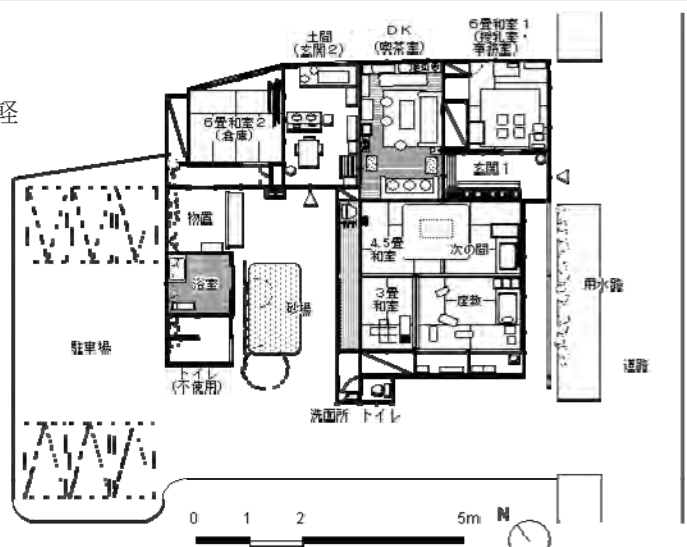
可能な限り、空き家バンクの設置等、空き家が有効に活用される措置を講ずること。

嘉川子ども館 しゅっぱっぱの事例

空き家を改修し、乳幼児を持つ子育て中の親が気軽に集える「つどいの広場」として活用されている。

場所：山口市

運営団体：嘉川子育て支援連絡組織みらい



図面提供：山口大学大学院理工学研究科 山本幸子

設計指針 2 多様な交流

(ハ) 子育て世帯に対する入居制限を行わないこと。

83A

賃貸住宅の募集において、子育て世帯に対する入居制限を行わないこと。

第5章 やまぐち子育て世帯安心住宅整備基準チェックシート

1 チェックシート

II 住戸内（集合住宅の場合は住戸専用部分）の設計基準

指針	基本	推奨	指針	基本	推奨	指針	基本	推奨	指針	基本	推奨	
1 見守りと安心 (1) 移動の容易性	1A <input type="checkbox"/>		(2) 事故防止の配慮	15A <input type="checkbox"/>		(3) 子どもの見守り		32B <input type="checkbox"/>	2 多様な交流		38B <input type="checkbox"/>	
	2A <input type="checkbox"/>				16B <input type="checkbox"/>					33B <input type="checkbox"/>		39B <input type="checkbox"/>
		3B <input type="checkbox"/>			17A <input type="checkbox"/>					34B <input type="checkbox"/>		40B <input type="checkbox"/>
	4A <input type="checkbox"/>	4B <input type="checkbox"/>			18A <input type="checkbox"/>					35A <input type="checkbox"/>	35B <input type="checkbox"/>	
	5A <input type="checkbox"/>	5B <input type="checkbox"/>			19A <input type="checkbox"/>				36A <input type="checkbox"/>			42A <input type="checkbox"/>
	6A <input type="checkbox"/>				20A <input type="checkbox"/>				37A <input type="checkbox"/>			43B <input type="checkbox"/>
	7A <input type="checkbox"/>				21A <input type="checkbox"/>						44B <input type="checkbox"/>	
	8A <input type="checkbox"/>	8B <input type="checkbox"/>			22A <input type="checkbox"/>						45B <input type="checkbox"/>	
		9B <input type="checkbox"/>			23A <input type="checkbox"/>						46B <input type="checkbox"/>	
	10A <input type="checkbox"/>	10B <input type="checkbox"/>				24B <input type="checkbox"/>					47A <input type="checkbox"/>	
	11A <input type="checkbox"/>	11B <input type="checkbox"/>			25A <input type="checkbox"/>						48A <input type="checkbox"/>	
		12B <input type="checkbox"/>			26A <input type="checkbox"/>						49B <input type="checkbox"/>	
		13B <input type="checkbox"/>			27A <input type="checkbox"/>	27B <input type="checkbox"/>					50B <input type="checkbox"/>	
		14B <input type="checkbox"/>			28A <input type="checkbox"/>							
			29A <input type="checkbox"/>									
			30A <input type="checkbox"/>									
				31B <input type="checkbox"/>								
小計	小計		小計	小計		小計	小計		小計	小計		
計 (基本レベル <u> </u> ① / 29項目中)												
(推奨レベル <u> </u> ② / 28項目中)												

III 戸建て住戸の屋外空間の設計基準

指針	基本	推奨	指針	基本	推奨
(1) 移動の容易性	51A <input type="checkbox"/>		(2) 事故防止への配慮		56B <input type="checkbox"/>
	52A <input type="checkbox"/>	52B <input type="checkbox"/>			57B <input type="checkbox"/>
	53A <input type="checkbox"/>				
		54B <input type="checkbox"/>			
	55B <input type="checkbox"/>				
計 (基本レベル <u> </u> ③ / 3項目中)					
(推奨レベル <u> </u> ④ / 5項目中)					

IV 集合住宅の共用部分及び屋外空間等の設計基準

指針	基本	推奨	指針	基本	推奨	指針	基本	推奨
1 (1) 移動の容易性	58A□		(2) 事故防止への配慮	65A□		2 多様な交流		74B□
	59A□	59B□		66A□				75B□
		60B□		67A□				76B□
		61B□			68B□	3 健全な成長		77B□
		62B□			69B□		78A□	78B□
		63B□			70B□		79A□	79B□
		64B□		71B□	80A□		80B□	
			(3) 子どもの見守り					
					72B□			
					73B□			
	小計	小計		小計	小計		小計	小計
計 (基本レベル <u> </u> ⑤ / 8 項目中)								
(推奨レベル <u> </u> ⑥ / 19 項目中)								

V 賃貸住宅の管理の設計基準

指針	基本	推奨			
2 多様な交流		81B□			
		82B□			
	83A□				
計 (基本レベル <u> </u> / 1 項目中)					
(推奨レベル <u> </u> / 2 項目中)					

2 評価 (賃貸住宅の管理を除く)

◆戸建て住宅の場合

基本レベルへの適合 ①+③= 項目 / 3 2 項目中

推奨レベルへの適合 ②+④= 項目 / 3 3 項目中

◆集合住宅の場合

基本レベルへの適合 ①+⑤= 項目 / 3 7 項目中

推奨レベルへの適合 ②+⑥= 項目 / 4 7 項目中

第6章 やまぐち子育て世帯安心住宅整備基準策定経緯

1 子育て世帯安心住宅懇話会の概要

(1) 審議経過

回	年 月 日	審 議 概 要
1	平成19年9月7日(金)	○子育て世帯安心住宅懇話会の設置について ○子育て世帯における住宅のニーズ・課題等について ○子育て世帯安心住宅の概念等について
2	平成19年11月9日(金)	○「やまぐち子育て世帯安心住宅整備基準(仮称)」素案について
3	平成20年3月14日(金)	○「やまぐち子育て世帯安心住宅整備基準(仮称)」案について

(2) 委員名簿

氏 名	役 職
まえだ てつお 前田 哲男 (会長)	山口県立大学生活科学部環境デザイン学科 教授
いでざき さゆり 井出崎 小百合	やまぐち子育て県民運動地域コーディネーター
かねこ あつこ 金子 敦子	山口芸術短期大学 非常勤講師
ささき としひさ 佐々木 俊寿	宇部市土木建築部住宅課長
じょう きくこ 城 菊子	山口放送テレビ制作部付フリーディレクター
やまね みつひろ 山根 満広	(社)山口県建築士会

2 やまぐち子育て世帯安心住宅整備基準の原案作成作業

(1) 子育て世帯安心住宅整備基準 調査検討特別委員((社)山口県建築士会所属)

氏 名	氏 名	氏 名
いそなか ゆきえ 磯中 幸江	かねこ あつこ 金子 敦子	かねこ まりこ 金巨 まり子
かわむら まさえ 河村 雅江	さくらい まゆみ 櫻井 真由美	やまね やすこ 山根 靖子

(2) 事務局

山口県 土木建築部 住宅課 住宅企画班
健康福祉部 こども未来課 少子化対策推進班

山口県土木建築部住宅課

〒753-8501

山口市滝町1番1号

TEL083-933-3874

FAX083-933-3899

E-mail a18900@pref.yamaguchi.lg.jp